## 様式3

## 行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		称	卸売業者及び関連事業者に対する改善措置命令
行政指導の根拠となる 法律・条例・要綱等名			さいたま市食肉中央卸売市場業務規程
条項			第74条
所 管 課			経済局 農業政策部 食肉中央卸売市場・と畜場 (電話:048-644-2929)
市場ると認		ると認	の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があるときは、業務又は会計に関し必要な改善措置をと言を命じる。
備  考			